

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科 目	単位
生涯学習概論	2
<u>生涯学習支援論</u>	2
<u>社会教育経営論</u>	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善（第11条第1項関係）

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	必修



科 目	単位
生涯学習概論	4
<u>生涯学習支援論</u>	4
<u>社会教育経営論</u>	4
社会教育特講	8
<u>社会教育実習</u>	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	必修

<計24単位>

3. 「社会教育士（講習）」及び「社会教育士（養成課程）」の称号の付与（第8条第3項、第11条第3項関係）

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することとする。

施行期日等

- この省令は、平成32年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育主事講習の科目

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験等
合 計 8単位		

社会教育主事養成課程の科目

科目名・単位数	目的	主な内容		
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域等 		
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法等 		
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略等 		
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・社会的包摵と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域産業と社会教育 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育等 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・社会的包摵と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域産業と社会教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育等
<ul style="list-style-type: none"> ・国際化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・社会的包摵と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域産業と社会教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育等 			
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等における実習 		
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な地域課題等を題材とした社会教育事業の立案等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 		
合計 24単位				

「社会教育士」について

1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとしている。

■社会教育主事講習等規程(抄)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2(略)

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条(略)

2(略)

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

3. 留意事項

- 講習と養成課程では、社会教育実習の有無など科目構成等が異なることから、称号について法制上は、「社会教育士(講習)」と「社会教育士(養成課程)」と区別して整理しているが、講習や養成課程の学習成果を生かし、社会の多様な分野における学習活動の支援に取り組むことが期待される点において両者は異なることはなく、履歴書や名刺には単に「社会教育士」と記載しても差し支えない。
- 社会教育士と称することができる者であることの確認は、「社会教育士(講習)」については、大学等が授与する講習の修了証書によって、「社会教育士(養成課程)」については、大学が発行する単位修得証明書によって行う。
- 社会教育士の称号付与については、大学等による授与等の行為はなく、講習又は養成課程を修了したという事実に対して社会教育主事講習等規程により認められるものである。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第三号及び第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

文部科学大臣 林 芳正

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考	改正後		改正前	
	科目	単位数	科目	単位数
一 生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。	生涯学習概論 生涯学習支援論 社会教育経営論 社会教育演習	二 二 二 二	生涯学習概論 社会教育計画 社会教育演習 社会教育特講	三 二 二 二

二 社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。

三 社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 「略」

第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 「同上」

「項を加える。」

第十一条 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	
生涯学習支援論	
社会教育経営論	
社会教育特講	
社会教育実習	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	

第十一条 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	
社会教育計画	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	
社会教育特講	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	
社会教育特講 I（現代社会と社会教育）	
社会教育特講 II（社会教育活動・事業・施設）	
社会教育特講 III（その他必要な科目）	
備考 社会教育特講は、I、II及びIIIにわたって開設し履修させることが望ましい。	十二

2 「略」

第一項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に、改正前の社会教育主事講習等規程（以下「旧規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了した者は、改正後の社会教育主事講習等規程（以下「新規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了したものとみなす。

3 この省令の施行の日前に、次の表中旧規程第三条に規定する講習における科目（以下この項において「旧講習科目」という。）の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧講習科目の単位は、当該講習科目に相当する新規程第三条に規定する講習における科目（以下この項において「新講習科目」という。）の単位とみなす。

旧講習科目		新講習科目	
	単位数		単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	二
社会教育演習	二	社会教育演習	二

4 この省令の施行の日前に、旧規程第十一条第一項に規定する社会教育に関する科目（以下「旧科目」と

いう。）の単位の全部を修得した者は、新規程第十一条第一項に規定する社会教育に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

5 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。

6 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新科目		旧科目	
	単位数		単位数
生涯学習概論	四	生涯学習概論	四
社会教育経営論	四	社会教育計画	四
生涯学習支援論	四	社会教育特講	四
社会教育特講	八	社会教育特講 I（現代社会と社会教育）	十二
社会教育特講 II（社会教育活動・事業・施			

設)

社会教育特講Ⅲ（その他必要な科目）

社会教育演習、社会教育実習又は社会教

育課題研究のうち一以上の科目

社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目

四

7 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

社会教育演習、社会教育実習又は社会教 育課題研究のうち一以上の科目	旧科目				新科目
	社会教育演習	社会教育特講	生涯学習概論	单位数	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教 育課題研究のうち一以上の科目	四	一	八	四	社会教育演習
社会教育演習、社会教育実習又は社会教 育課題研究のうち一以上の科目	一	一	八	四	社会教育特講

育課題研究のうち一以上の科目

社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課

三

8 附則第二項又は第四項、第五項若しくは第六項については、第八条第三項又は第十一条第三項の規定は、適用しない。